

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―三四―三〇

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
	(支給官職)	(支給官職)
第二条 (略)	第二条 (略)	第二条 (略)
2 (略)		2 (略)

3 給与法第十条の四第一項第三号に規定する官職は、研究職俸給表の職務の級三級以上の職員のうち科学技術に関する高度な専門的知識を必要とする官職（前項に規定する官職を除く。）で、顕著な業績等を有する者をもつて充てる必要があり、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると人事院が認めるものとする。

3 給与法第十条の四第一項第三号に規定する官職は、研究職俸給表の職務の級三級以上の職員のうち科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する高度な専門的知識を必要とする官職（前項に規定する官職を除く。）で、顕著な業績等を有する者をもつて充てる必要があり、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると人事院が認めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。